

## 明海大学公的研究費運営・管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第2条第3項の規定に基づき、明海大学（以下「本学」という。）における公的研究費を、適正に運営・管理することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本規程において用いる用語については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金をいう。
- (2) 研究者 本学の専任教員をいう。

### (管理体制)

第3条 本学の公的研究費の適正な運営・管理を行うため、最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終的な責任を負う者とし、学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な権限と責任を持つ者とし、事務局長をもって充てる。
- 4 部局責任者は、統括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について部局における実質的な権限と責任を持つ者とし、浦安キャンパス事務部長及び歯学部事務部長をもって充てる。
- 5 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (支出基準の明確化・統一化)

第4条 本学における公的研究費のうち科学研究費補助金直接経費の管理は、大学諸規程を遵守するほか、配分先の定める条件、ルール及び別に定める「科学研究費補助金の直接経費に係る費目別の明海大学使用ルール（支出基準）」（以下「支出基準」という。）に基づくものとし、また、その他の公的研究費の管理は、支出基準に準じるものとする。

- 2 適正な運営・管理体制を保持する観点から、支出基準の見直しを定期的に行う。
- 3 支出基準の明確化・統一化の周知徹底を図るために、研究者対象の説明会を実施する。

### (関係者の意識向上)

第5条 最高管理責任者は、本学の公的研究費の適正な管理・運営のための監視体制を整備するものとし、不正使用の防止について意識向上を図るため、研修その他必要な措置を講じるものとする。

### (調査及び懲戒)

第6条 本学の公的研究費に関し不正行為があった場合、又は疑いがあった場合は、学校法人明海大学職員倫理規程、明海大学コンプライアンス規程及び学校法人明海大学就業規則に基づき、調査及び懲戒を行う。

(不正使用による公的研究費の返還)

第7条 研究者の不正な使用により本学又は研究者に公的研究費の返還義務が生じた場合は、当該研究者がこれを負担し、支払うものとする。

(相談窓口)

第8条 本学における公的研究費に係る事務手続及び使用に関する支出基準等についての学内外からの相談窓口は、浦安キャンパス事務部庶務課及び歯学部事務部学事課とする。

(不正防止計画推進委員会)

第9条 本学は、公的研究費の不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止するよう努める。

2 前項に掲げる事項を達成するために、明海大学公的研究費不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。

4 委員会は、つぎの各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) 部局責任者
- (4) 浦安キャンパス事務部庶務課長
- (5) 浦安キャンパス事務部経理課長
- (6) 歯学部事務部庶務課長
- (7) 歯学部事務部経理課長
- (8) 歯学部事務部学事課長
- (9) その他委員長が必要と認めた者 若干名

5 委員会は委員長が招集するものとし、その議事は委員の過半数により決する。

6 委員会の事務は、浦安キャンパスについては浦安キャンパス事務部庶務課、歯学部については歯学部事務部学事課が行う。

(適正な運営・管理)

第10条 研究者及び関係者は本学の諸規程及び第4条に定める支出基準に従うとともに、不正防止計画に基づき、公的研究費について適正な運営・管理を行うものとする。

(取引業者)

第11条 研究者と取引業者との癒着による公的研究費の不正使用を防止するため、取引業者に対し不正使用に加担しないよう注意を促すものとする。

(取引停止等)

第12条 不正な取引に関与した業者については、一定期間の取引又は以後の取引を停止するほか、不正な利得の返還を求める。

(通報窓口)

第13条 本学において公的研究費の不正使用があると思慮する者が通報する窓口は、浦安キャンパスについては浦安キャンパス事務部庶務課長とし、歯学部については歯学部事務部庶務課長とする。

(通報内容)

第14条 通報は、公的研究費の不正使用の内容をできるだけ具体的に摘示し、できるだけ通報者の氏名を明らかにして行うものとする。

(報告)

第15条 浦安キャンパス事務部庶務課長及び歯学部事務部庶務課長は、通報内容について監査・評価室と取り扱いを検討するとともに、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者へ報告する。

2 通報を受けた者及びその報告を受けた者は通報者の氏名を守秘しなければならない。

3 最高管理責任者は、調査を行い不正使用が判明したときは、適切な措置をとるとともに公的研究費の配分先に対し通知する。

(モニタリング)

第16条 本学の公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、研究者及び事務職員により、日常的なモニタリングを実施する。

(内部監査)

第17条 本学は、公的研究費の運営・管理体制の整備・運営状況、並びに法令及び本学諸規程の整備状況について必要に応じ内部監査を実施する。

(監事及び監査法人との連携)

第18条 内部監査の実施に際しては、監事及び監査法人と連携し、実行性のあるモニタリングに努める。

(公的研究費運営・管理体制の公表)

第19条 本学は、公的研究費を適正に運営・管理する体制を、本学ホームページに掲載し学内外に公表する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、本学の公的研究費に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。